

「あきたコンベンション応援団」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コンベンション・ボランティア「あきたコンベンション応援団」の実施運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動範囲)

第2条 ボランティアの活動時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、活動時間が連続4時間を超える場合は、途中で1時間以上の休憩時間を設けることとする。
ただし、コンベンション等の都合により活動時間の変更もあり得る。

2 ボランティアが活動を行う範囲は、秋田市内および近郊のコンベンション会場または主催者事務局、駅、空港等コンベンションの開催に係る箇所とする。

(活動内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、コンベンションがスムーズに開催されるようサポートするもので、会議・大会の事前準備、会場の設営、受付や案内、パンフレットの配布、通訳など、その他必要に応じたものとする。

ただし、現金の取り扱い及び貴重品の管理など責任の重大な業務には携わらないこととする。

また、活動に際しては法令を遵守し、社会的な常識の範囲内での活動とする。

(服務)

第4条 ボランティア活動を行う際、ボランティアは財団法人秋田観光コンベンション協会（以下「事務局」という。）が交付する身分証明書を携帯することとする。

2 活動中に事故等が生じた場合には、速やかに事務局に報告するものとする。

(派遣依頼)

第5条 ボランティアの派遣を依頼しようとする者は、「あきたコンベンション応援団」派遣依頼申込書を事務局に提出しなければならない。

2 前項の依頼は、コンベンション主催者からの申し込みとし、原則としてボランティアの派遣を依頼しようとする日の1ヶ月前までに、「あきたコンベンション応援団」派遣依頼申込書により行わなければならない。

(派遣の決定)

第6条 事務局は「あきたコンベンション応援団」派遣依頼申込書に記載された内容を審査し、第2条に規定する活動範囲内及び第3条に規定する活動内容内にあると認めるときは、ボランティアの派遣を決定し、依頼人にその旨を連絡するものとする。

- 2 前項により派遣を決定した場合、事務局は依頼日に活動可能なボランティアに活動を要請するものとする。

(活動の支弁)

第7条 ボランティアの活動補助費として、一件のコンベンションにつき派遣人員の延べ数10人までは事務局の負担とし、以降10人を超えた部分に対しては、コンベンション主催者の負担とする。

- 2 活動補助費は1日の活動につき1人3,000円を支払うものとする。

(派遣の範囲)

第8条 ボランティアの派遣は、原則として県外から1,000名以上の参加者がある東北大会及び800名以上の参加者がある全国大会規模以上のコンベンションとする。
ただし、事務局がコンベンションの誘致に関し、ボランティアの派遣を条件として誘致した場合等、事務局が必要と認めた場合はこの限りではない。

(補償)

第9条 ボランティアが善良な注意をもって活動したにもかかわらず、物品の破損や他の人に傷害を負わせた場合などについては、コンベンション主催者の補償責任とする。

附則 この要綱は、平成9年4月1日から行う。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。